

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部課室等名	都市建設部 公園緑地課 管理担当	
許認可等名	行政財産の使用許可	
根拠法令	地方自治法	
根拠条項	第238条の4第7項	
連絡先	(電話 621-5295)	
審査基準	基 準	[根拠法令] 地方自治法 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 [基準法令] 徳島市公有財産規則 (許可の範囲) 第22条 行政財産の目的外使用の許可は、次の各号のいずれかに該当するときであって、かつ、当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認められるときに限り行うものとする。 (1) 本市の事務事業と密接な関連を有し、又はその円滑な執行に寄与するとき。 (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められるとき。 (3) 職員の福利厚生又は公の施設の利用者の便宜を図るものと認められるとき。 (4) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のため行われる講演会、研究会、選挙等の用に短期間使用させるとき。 (5) 運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業に供することがやむを得ないと認められるとき。 (6) 災害その他の緊急事態の発生により応急の用に供するため極めて短期間使用させるとき。 (7) その他市長が特別の事由があると認めるとき。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（令和 3年 4月 1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (設定しないものについて はその理由)	総日数 10日（年末年始を除き休日を含む）
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（令和 年 月 日最終変更）